

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年6月3日（平成28年（行情）諮問第406号）

答申日：平成31年3月13日（平成30年度（行情）答申第482号）

事件名：特定文書に記載の「一般法の検討作業」に関して行政文書ファイルにつづられている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『一般法の検討作業』（出典：「2013-00267-0013-IMG」2枚目）に関して行政文書ファイルに綴られている文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3ないし別紙5に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月29日付け情報公開第00433号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

本件対象文書には、「外務省行政文書管理規則」9条でいう「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が特定されていない。

そこでこうした文書が存在するはずであるから、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

(2) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、異議申立人が平成27年4月20日付けで行った開示請求「『一般法の検討作業』（出典：「2013-00267-0013-IMG」2枚目）に関して行政文書ファイルに綴られている文書の全て。」

に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の開示として、文書1件を対象文書として特定し、開示決定（以下「先行開示決定」という。）を行った後、最終決定として、130件を特定し、2件を開示、128件を部分開示とする原処分を行った（平成28年2月29日付け情報公開第00433号）。

これに対し、異議申立人は、他にも文書が存在するはずである、一部に対する不開示決定を取り消すべきである旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、原処分にかかる別紙1の130文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書2ないし文書129の総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧に当たる部分については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(2) 文書3（1頁目本文2～3行目）、文書4（1頁目本文2～3行目）、文書5（1頁目本文2～4行目及び6～7行目）、文書7、文書9、文書10（1頁目本文2行目）、文書11（1頁目本文2～4行目）、文書14、文書19、文書20（2頁目本文8～9行目、3頁目本文15行目、4頁目本文13～14行目）、文書22（1頁目本文4～6行目）、文書24（1頁目本文2～5行目）、文書28（1頁目本文2行目）、文書29（1頁目本文2～3行目）、文書32（1頁目本文2～3行目、3頁目本文2～3行目及び5行目）、文書34（1頁目本文2行目）、文書35（1頁目本文2行目）、文書36（1頁目本文2行目）、文書37（1頁目本文3～5行目）、文書38（1頁目本文2行目）、文書39（1頁目本文2～5行目）、文書40（1頁目本文4行目）、文書41（1頁目本文2行目左から1～2箇所目の不開示部分及び6行目）、文書44、文書45（1頁目本文2行目）、文書46（1頁目本文2～3行目）、文書48（1頁目本文3～5行目）、文書49（1頁目本文2行目）、文書51（1頁目本文2～3行目）、文書52（1頁目本文2行目）、文書60（1頁目本文2～5行目）、文書63（1頁目本文2～3行目）、文書64（1頁目本文2行目）、文書66、文書73（1頁目本文2行目）、文書74、文書75（1頁目本文3～5行目）、文書77（1頁目本文2～3行目）、文書78（4頁目1～2行目）、文書80（3頁目23～25行目）、文書81、文書82、

文書 8 3 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 8 6 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 8 7, 文書 8 8, 文書 8 9 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 9 0 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 9 1 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 9 3 (1 頁目本文 2 行目, 7 頁目上から 4 行目, 11 頁目上から 4 ~ 6 行目), 文書 9 4, 文書 9 5 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 9 6 (1 頁目本文 2 行目), 文書 9 7 (1 頁目本文 3 行目), 文書 9 8 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 0 2, 文書 1 0 5, 文書 1 0 8 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 1 4 (2 頁目本文 2 4 ~ 2 5 行目), 文書 1 1 5 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 1 6 (1 頁目本文 2 ~ 5 行目及び 1 4 ~ 1 5 行目), 文書 1 1 7 (1 頁目本文 2 ~ 4 行目), 文書 1 2 0 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 2 1, 文書 1 2 2 (1 頁目本文 4 ~ 7 行目), 文書 1 2 3 (1 頁目本文 2 行目), 文書 1 2 4 (1 頁目本文 2 ~ 4 行目), 文書 1 2 5 (1 頁目本文 2 行目), 文書 1 2 6 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 2 7 (1 頁目本文 2 ~ 3 行目), 文書 1 2 9 (1 頁目本文 3 行目) については, 個人の氏名及び所属等, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるため, 法 5 条 1 号に該当することから, 公表慣行のあるものを除き, 不開示とした。

- (3) 文書 3 ~ 文書 5 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 6, 文書 1 0 ~ 文書 1 1 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 1 2, 文書 1 3, 文書 1 5 ~ 文書 1 8, 文書 2 0 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 2 2 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 2 4 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 2 5 ~ 文書 2 7, 文書 2 8 ~ 文書 2 9 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 3 0, 文書 3 1, 文書 3 2 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 3 4 ~ 文書 4 1 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 4 2, 文書 4 5 ~ 文書 4 6 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 4 7, 文書 4 8 ~ 文書 4 9 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 5 0, 文書 5 1 ~ 文書 5 2 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 5 4 ~ 文書 5 6, 文書 5 8, 文書 5 9, 文書 6 0 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 6 1, 文書 6 2, 文書 6 3 ~ 文書 6 4 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 6 5, 文書 7 0 ~ 文書 7 2, 文書 7 3 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 7 5 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 7 7 ~ 文書 7 8 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 7 9, 文書 8 0 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 8 3 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 8 5, 文書 8 6 (上記 (1) 及び (2) 以外の不開示部分), 文書 8 9 ~ 文書 9 1

(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書92, 文書93(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書95~文書98(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書103, 文書104, 文書107, 文書108(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書110~文書113, 文書114~文書117(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書120(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書122~文書127(上記(1)及び(2)以外の不開示部分), 文書128, 文書129(上記(1)及び(2)以外の不開示部分)については, 公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に関する記述や関連文書及び関係国等に対する我が国の見解や分析等に関する情報であって, 公にすることにより, 国の安全が害されるおそれ, 関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれがあるため, 法5条3号に該当し, 不開示とした。また, これらの情報は, 我が国政府部内の検討・協議に際して使われるものであり, 公にすることにより, 政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため, 法5条5号に該当し, 不開示とした。

- (4) 文書43(10枚目~13頁目頁上部)については, 我が国政府機関の非公表のFAX番号であり, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条6号に該当し, 不開示とした。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は, 原処分に対し, 「本件対象文書には, 『外務省行政文書管理規則』9条でいう『外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け, 又は検証することができる』文書が特定されていない。そこでそうした文書が存在するはずであるから, 改めて関連部局を探索の上, 発見に努めるべきである。」と主張している。

しかしながら, 外務省は, 同申立人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討し特定しており, 文書の特定に漏れはなく, 同申立人の主張は当たらない。

- (2) 異議申立人は, 記録された内容を精査し, 支障がない部分については開示すべきである旨主張するが, 外務省は, 上記2のとおり, 対象文書を精査した上で, 法5条各号に該当する部分を不開示としたのであり, 異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき, 外務省としては, 原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 平成28年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 平成31年2月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書2ないし文書131の130文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 我が国における国際平和協力の在り方については、平成13年12月の国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律（国際平和協力法）の改正や、平成14年12月の国際平和協力懇談会報告書の提出などを含め、政府部内において長年にわたり検討作業が行われてきた。

イ 本件開示請求文言にいう「一般法の検討作業」の引用元である、本件開示請求書に添付された平成15年11月13日付の「国際法上の武力の行使の概念に関する委託研究について」と題する資料には、「一般法の検討」との記載があるが、これについては、政府部内において行われていた国際平和協力の在り方についての検討作業のうち、主に平成16年頃から平成20年頃までの時期に、政府内で内閣官房を中心に、いわゆる国際平和協力に関する一般法を制定するために行われた一連の検討作業（以下「特定作業」という。）を指すものと解した。

ウ これを踏まえ、先行開示決定及び原処分においては、平成16年度から開示請求日時点（平成27年4月21日時点）までに作成され、外務省が保有していた文書のうち、特定作業の一環として作成又は取得した下記（ア）及び（イ）の文書を特定した。

（ア）「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会1」という。）報告書（先行開示決定で特定した文書）及び「安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下「懇談会2」という。）報告書（文書130及び文書131）

懇談会 1 及び懇談会 2 のいずれの報告書についても、特定作業に直接関連すると考えられることから、これらを特定した。

(イ) 本省と在外公館との間の公電（文書 2 ないし文書 1 2 9）

外務省は、特定作業の一環として、国際平和協力に関する各国の実態等について調査を行うよう指示する公電（以下「調査訓令」という。）を各在外公館に送付し、関係国等の国際平和協力に係る法制度の調査を実施したことから、調査訓令及び当該訓令に対する各在外公館からの回答の公電を特定した。

なお、異議申立人は、「「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が特定されていない。」と主張している。しかしながら、調査訓令の発出は、その 1 枚目に記載のある関係部局の長等による決裁という意思決定の過程を経て発出されていると認められることから、異議申立人の主張は当たらない。

(ウ) 本件異議申立てを受けて、改めて探索を行ったが、上記（ア）及び（イ）の文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記（1）の諮問庁の説明によれば、特定作業は、内閣官房を中心に行われたとのことであり、外務省は、当該作業の一環として、調査訓令を発出して各国等の国際平和協力に係る法制度の調査を実施したとのことである。

他方、当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトに掲載されている懇談会 1 及び懇談会 2 の議事要旨等を確認させたところ、先行開示決定で特定された 1 文書及び文書 1 3 1 に係る一部の会合においては、外務省の職員がオブザーバー又は政府側説明者として出席していたことが認められることから、外務省が、内閣官房や懇談会 1 及び懇談会 2 等に対し、特定作業の一環として行った調査の結果を何らかの形で提供していたことが推察される。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定作業の実施から本件開示請求時点までに相当の期間が経過していることもあり、上記の調査結果の提供に係る文書を作成又は取得していたかは不明であり、かかる調査結果の提供に係る文書について探索を行ったものの、該当する文書の存在は確認できなかったとの説明があった。

(3) 上記（2）の諮問庁の説明は、にわかに首肯し難いものの、特定作業は政府内で内閣官房を中心に行われたとする上記（1）イの諮問庁の説明に鑑みれば、先行開示決定で特定された 1 文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとする上記

(1) の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、外

務省において、先行開示決定で特定された1文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書2ないし文書129は、いずれも外務省と各在外公館との間でやり取りされた公電であり、これらの文書の総番号、発受信時刻、パターンコード及び配布先一覧の各不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等について

別紙2に掲げる不開示部分には、外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に、同号ただし書イ該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁にその認識を確認させたところ、諮問庁から、外務省は、外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書については、原則として、局長級以上の者である場合には公表慣行があるものとして扱っているが、その他の場合には不開示としており、本件対象文書においてその氏名及び肩書を不開示としている者についても、局長級以上には該当しない者であるため、不開示としたとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、別紙2に掲げる不開示部分に記載されている情報については、「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」であるとも判断すべき事情は認められないため、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 行政機関のファックス番号について

別紙3に掲げる不開示部分には、行政機関のファックス番号が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該番号は電子政府の総合窓口（e-gov）のウェブサイトにおいて公表されていることが

認められた。

これを踏まえると、当該不開示部分は、これを公にしても、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(4) 各在外公館に対し、国際平和協力に関する各国の実態等について調査を行うように指示を出す際に送付された資料について

文書2、文書6、文書30、文書43、文書53、文書62、文書99、文書112、文書114及び文書128は、いずれも調査訓令である。

このうち、全ての不開示部分が上記(1)ないし(3)のいずれかに該当する文書2、文書43、文書53及び文書99を除く各文書の不開示部分(上記(1)ないし(3)に該当する不開示部分を除く。)について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に係る記述や関連文書、関係国の立場等に関する我が国の見解や分析等に係る記載並びに過去の調査等で得られた情報を基に、各在外公館における調査の参考に資する目的で、政府部内において作成された文書が含まれている。

したがって、当該部分は、これを公にすると、公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容や関係国等の対応に関する我が国の見解や分析等に関する情報が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び交渉上不利益を被るおそれがあり、また、いわゆる国際平和協力に関する一般法の検討作業における当時の我が国の政府部内の未成熟な検討内容や関心事項が明らかとなり、将来の同種の検討作業における政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すおそれ又は政府部内の国際平和協力に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、法5条3号及び5号に該当するため、不開示とした。

上記の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 文書112(5枚目23行目、6枚目1行目ないし24行目、7枚目4行目ないし28行目、8枚目及び82枚目ないし84枚目)の不開示部分には、国際平和協力に関する考え方の各国への照会に関連して、我が国の当時の見解等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国際平和協力において想定される様々な事態が発生した場合における我が国の関心事項等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関

の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書30（5枚目ないし12枚目）、文書112（3枚目及び4枚目（いずれも別紙4に掲げる部分を除く。）、5枚目（上記アに掲げる不開示部分を除く。）、12枚目ないし41枚目、80枚目並びに81枚目）及び文書128（3枚目ないし6枚目、11枚目、22枚目ないし24枚目及び26枚目）の各不開示部分には、調査訓令における質問事項のうち、別途過去に外国政府関係者及び国際機関等から入手した情報に関する事項が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、公にしないことを前提とした関係国等との協議の内容に関する記述や関連文書が明らかとなり、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書6（24枚目ないし26枚目）、文書62（9枚目、16枚目ないし21枚目、23枚目及び25枚目ないし28枚目（別紙4に掲げる部分を除く。））、文書114（5枚目ないし10枚目）の各不開示部分には、調査訓令の参考資料として、国際平和協力に関する関係国の対応及びこれに関する我が国の見解や分析等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いわゆる国際平和協力に関する一般法についての当時の我が国における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の当該検討内容に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ しかしながら、別紙4に掲げる部分については、これを公にしても、国際平和協力に関する各国政府関係者の見解等が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、いわゆる国際平和協力に関する一般法についての当時の我が国における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の当該検討内容に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 各在外公館及び国際機関の担当者が外国政府及び国際機関の関係者か

ら得た回答内容等又は受領した資料について

本件対象文書の各不開示部分のうち、上記（１）ないし（４）に掲げる部分を除く各不開示部分には、各在外公館及び国際機関の担当者が外国政府及び国際機関の関係者から得た回答内容や当該回答内容に係る情報等が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙５に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、国際平和協力に関する各国政府関係者の見解等が明らかとなり、各国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙５に掲げる部分については、これを公にしても、国際平和協力に関する各国政府関係者の見解等が明らかとなり、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、いわゆる国際平和協力に関する一般法についての当時の我が国における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の当該検討内容に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとも認められないことから、法５条３号及び５号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

４ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号、５号及び６号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示決定で特定された１文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙３ないし別紙５に掲げる部分を除く部分は、法５条１号、３号及び５号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙３ないし別紙５に掲げる部分は、法５条３号、５号及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 2 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準（調査訓令）
- 文書 3 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準
- 文書 4 国際平和協力活動の派遣に関するスイスの法的枠組み及び判断基準
- 文書 5 国際平和協力活動の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：スイス追加）
- 文書 6 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等）
- 文書 7 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：蘭回答）
- 文書 8 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（オーストリア軍事部門：回答）（防衛情報）
- 文書 9 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（文民警察に係るオーストリア回答）
- 文書 10 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：デンマーク）
- 文書 11 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：フィンランド回答）
- 文書 12 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：スイス）
- 文書 13 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：伊回答）
- 文書 14 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：NZ回答期限延期）
- 文書 15 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（マレーシア回答）
- 文書 16 国際平和協力の今後の進め方：スペイン回答）
- 文書 17 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度（独回答）
- 文書 18 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（ポーランド回答）（防衛情報）
- 文書 19 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（オーストリア軍事部門：回答）（防衛情報）
- 文書 20 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（加回答）

-)
- 文書 2 1 国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等（ポーランド回答，文民警察派遣実績）（防衛情報）
 - 文書 2 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等）（「軍事部門の要員・部隊の派遣」についてのスウェーデン回答）
 - 文書 2 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：派遣に関する各国制度等：露側回答）（防衛情報）
 - 文書 2 4 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：デンマーク）
 - 文書 2 5 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：フィリピン回答）
 - 文書 2 6 国際平和協力の今後の進め方（派遣に関する各国制度等：蘭追加回答）
 - 文書 2 7 国際平和協力の今後の進め方：スペイン回答（未回答分）
 - 文書 2 8 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：オーストリア回答）
 - 文書 2 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員派遣に関する伊の制度）
 - 文書 3 0 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）
 - 文書 3 1 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（印回答）
 - 文書 3 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：フィンランド回答）（防衛情報）
 - 文書 3 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：伊回答）
 - 文書 3 4 国際平和協力の今後の進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方）
 - 文書 3 5 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方（スペイン回答）
 - 文書 3 6 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方（オーストリア回答）（防衛情報）
 - 文書 3 7 調査訓令（国際平和協力の今後の取り進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方）（蘭回答）
 - 文書 3 8 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方：伊回答）
 - 文書 3 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（仏回答）（防衛情報）

- 文書 4 0 国際平和協力の今後の進め方：停戦監視業務を行う場合の武器使用（調査訓令：加回答）
- 文書 4 1 国際平和協力の今後の取り進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用のあり方：デンマーク回答）
- 文書 4 2 国際平和協力の今後の進め方（停戦監視業務を行う場合の武器使用の在り方）（防衛情報）
- 文書 4 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 4 4 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 4 5 国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査（スペイン回答）
- 文書 4 6 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査回答）
- 文書 4 7 国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査（文民警察：スペイン回答）
- 文書 4 8 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：加回答）
- 文書 4 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査：デンマーク回答）
- 文書 5 0 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査：仏追加回答）
- 文書 5 1 国際平和協力の今後の進め方（文民要員に関する追加調査：スイス）
- 文書 5 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：文民要員に関する追加調査）
- 文書 5 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制）
- 文書 5 4 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための法的根拠）（露国防省回答）
- 文書 5 5 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法規：伊回答）
- 文書 5 6 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法制：ポーランド回答）
- 文書 5 7 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制：トルコ）
- 文書 5 8 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法則：スペイン回答）

- 文書 5 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制：トルコ回答）
- 文書 6 0 国際平和協力の今後の進め方（治安維持活動を実施するための根拠法令：加回答）
- 文書 6 1 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：治安維持活動を実施するための根拠法制：トルコ追加回答）
- 文書 6 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）
- 文書 6 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：タイ回答）
- 文書 6 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：独回答）
- 文書 6 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（オランダ回答）
- 文書 6 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：トルコ回答）
- 文書 6 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ポーランド回答）
- 文書 6 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（カメルーン、チャド）
- 文書 6 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（ウルグアイ回答）
- 文書 7 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ガボン回答）
- 文書 7 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：伊回答）
- 文書 7 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：アルゼンチン回答）
- 文書 7 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：フィンランド回答）
- 文書 7 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（韓国の回答）
- 文書 7 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ウクライナ）
- 文書 7 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ザンビア回答）
- 文書 7 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（豪回答）
- 文書 7 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：英回答）
- 文書 7 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：仏回答）
- 文書 8 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ガーナ回答）
- 文書 8 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（ガンビア）
- 文書 8 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ノルウェー回答）
- 文書 8 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：パキスタン回答）

- 文書 8 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：露回答）
- 文書 8 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スウェーデン回答）
- 文書 8 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：チェコ回答）
- 文書 8 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：印回答）
- 文書 8 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：NZ回答）
- 文書 8 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スペイン回答）
- 文書 9 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：チェコ回答）
- 文書 9 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等（米回答）
- 文書 9 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：加回答）
- 文書 9 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：スイス回答）
- 文書 9 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ウルグアイ回答）
- 文書 9 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（豪回答：追加）
- 文書 9 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：露追加回答）
- 文書 9 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ザンビア）
- 文書 9 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：回答）
- 文書 9 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）
- 文書 1 0 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ナイジェリア回答）
- 文書 1 0 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：南ア作業状況）
- 文書 1 0 2 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等）（在デンマーク大回答）
- 文書 1 0 3 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：オーストリア回答）
- 文書 1 0 4 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：バングラデシュ回答）
- 文書 1 0 5 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：ラトビア回答）
- 文書 1 0 6 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：マレーシア回答）
- 文書 1 0 7 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：エジプト回答）（防衛情報）
- 文書 1 0 8 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：比回答）
- 文書 1 0 9 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：セネガル）

- 文書 1 1 0 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：セネガル）
- 文書 1 1 1 調査訓令（国際平和協力活動派遣の法的枠組み等：南ア回答）
- 文書 1 1 2 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における武器使用基準について）
- 文書 1 1 3 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における武器使用基準について）（P K O 局回答）
- 文書 1 1 4 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）
- 文書 1 1 5 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（豪：取り敢えずの回答）
- 文書 1 1 6 調査訓令（国際平和協力活動，文民派遣の在り方：フィンランド回答）
- 文書 1 1 7 調査訓令（国際平和協力活動，文民派遣の在り方）（独）
- 文書 1 1 8 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：加回答）
- 文書 1 1 9 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（ノルウェー回答）
- 文書 1 2 0 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（米とりあえずの回答）
- 文書 1 2 1 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：スイス回答）
- 文書 1 2 2 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）
- 文書 1 2 3 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（デンマーク回答）
- 文書 1 2 4 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（英回答）
- 文書 1 2 5 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方）（豪回答）
- 文書 1 2 6 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方スウェーデン回答）（防衛情報）
- 文書 1 2 7 調査訓令（国際平和協力活動：文民派遣の在り方：スイス追加回答）
- 文書 1 2 8 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における武器使用）
- 文書 1 2 9 調査訓令（国際平和協力の今後の進め方：国連 P K O における武器使用）
- 文書 1 3 0 「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（平成 1 6 年）
- 文書 1 3 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（平成 2 1 年）

別紙 2 外国政府及び国際機関の関係者の氏名及び肩書等が記載されている不
開示部分

文書番号	該当する不開示部分
文書 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 5	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目, 6 行目及び 7 行目
文書 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9	1 枚目本文 2 行目
文書 10	1 枚目本文 2 行目
文書 11	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 14	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 19	1 枚目本文 3 行目
文書 20	2 枚目本文 8 行目及び 9 行目, 3 枚目本文 15 行目並びに 4 枚目本文 13 行目及び 14 行目
文書 22	1 枚目本文 4 行目ないし 6 行目
文書 24	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 28	1 枚目本文 2 行目
文書 29	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 32	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目並びに 3 枚目本文 2 行目, 3 行目及び 5 行目
文書 34	1 枚目本文 2 行目
文書 35	1 枚目本文 2 行目
文書 36	1 枚目本文 2 行目
文書 37	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 38	1 枚目本文 2 行目
文書 39	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 40	1 枚目本文 4 行目
文書 41	1 枚目本文 2 行目 (ただし, 同行右から 2 文字目及び 1 文字目を除く。) 及び 6 行目
文書 44	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 45	1 枚目本文 2 行目
文書 46	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 48	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 49	1 枚目本文 2 行目
文書 51	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 52	1 枚目本文 2 行目

文書 6 0	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目
文書 6 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 6 4	1 枚目本文 2 行目
文書 6 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 3	1 枚目本文 2 行目
文書 7 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 5	1 枚目本文 3 行目ないし 5 行目
文書 7 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 7 8	4 枚目本文 1 行目及び 2 行目
文書 8 0	3 枚目本文 2 3 行目ないし 2 5 行目
文書 8 1	1 枚目本文 2 行目
文書 8 2	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 3	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 8 7	1 枚目本文 4 行目及び 5 行目
文書 8 8	1 枚目本文 2 行目
文書 8 9	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 0	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 1	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 3	1 枚目本文 2 行目, 7 枚目 4 行目及び 1 1 枚目 4 行目ないし 6 行目
文書 9 4	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 5	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 9 6	1 枚目本文 2 行目
文書 9 7	1 枚目本文 3 行目
文書 9 8	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 0 2	1 枚目本文 2 行目
文書 1 0 5	1 枚目本文 3 行目
文書 1 0 8	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 1 4	2 枚目 2 4 行目及び 2 5 行目
文書 1 1 5	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 1 6	1 枚目本文 2 行目ないし 5 行目, 1 4 行目及び 1 5 行目
文書 1 1 7	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 1 2 0	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 1	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 2	1 枚目本文 4 行目ないし 7 行目
文書 1 2 3	1 枚目本文 2 行目

文書 1 2 4	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目
文書 1 2 5	1 枚目本文 2 行目
文書 1 2 6	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 7	1 枚目本文 2 行目及び 3 行目
文書 1 2 9	1 枚目本文 3 行目

別紙 3 開示すべき部分（行政機関のファックス番号）

文書番号	該当する不開示部分
文書 4 3	1 0 枚目ないし 1 3 枚目

別紙 4 開示すべき部分（調査訓令）

文書番号	該当する不開示部分
文書 6	3 枚目及び 8 枚目
文書 6 2	2 6 枚目表の 2 段目及び 6 段目並びに 2 7 枚目表の上から 3 段目及び 4 段目
文書 1 1 2	3 枚目 1 9 行目及び 2 0 行目, 4 枚目 1 9 行目 9 文字目以降, 2 0 行目及び 2 1 行目, 6 枚目 2 5 行目ないし 2 7 行目並びに 7 枚目 1 行目ないし 3 行目

別紙5 開示すべき部分（各在外公館及び国際機関の担当者が外国政府及び国際機関の関係者から得た回答内容等又は受領した資料）

文書番号	該当する不開示部分
文書10	3枚目
文書12	5枚目本文11行目ないし13行目
文書14	1枚目本文3行目3語目ないし8語目及び5行目5語目ないし10語目
文書24	3枚目
文書27	3枚目本文8行目及び9行目
文書34	4枚目本文22行目及び23行目
文書35	2枚目本文4行目
文書45	3枚目本文3行目
文書46	1枚目本文16行目並びに2枚目本文4行目, 6行目, 9行目及び12行目
文書47	2枚目本文3行目, 7行目, 10行目, 16行目及び21行目並びに3枚目本文11行目
文書48	2枚目本文17行目, 24行目及び27行目, 3枚目本文5行目, 9行目及び14行目並びに5枚目本文14行目10文字目以降
文書49	2枚目本文6行目, 9行目, 11行目, 13行目, 15行目及び18行目
文書56	2枚目本文9行目ないし11行目
文書58	1枚目本文5行目
文書60	3枚目本文9行目ないし11行目
文書63	3枚目本文3行目ないし9行目
文書77	1枚目本文3行目8語目
文書86	1枚目本文8行目ないし10行目
文書91	2枚目本文10行目ないし15行目
文書95	1枚目本文3行目2語目
文書113	4枚目1行目ないし3行目及び8行目ないし16行目, 5枚目2行目8語目以降, 3行目ないし8行目及び15行目ないし20行目, 6枚目1行目ないし5行目並びに7枚目9行目ないし15行目, 16行目1語目及び25行目1語目
文書122	1枚目本文7行目右から4文字目ないし1文字目